

豊川市市民農園設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「法」という。）に基づき市民が容易に農地についての賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「農地の貸付け」という。）が行えるよう、地方公共団体及び農業協同組合以外で農地を所有する者が行う市民農園の整備に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「人・農地プランの地区」の意義は、令和4年4月1日時点の豊川市人・農地プランに位置付けられた地区に、長沢地区を含めた16地区をいう。

(設置条件)

第3条 市民農園の用に供する土地（以下「農園用地」という。）は、次の条件を満たすものとする。

- (1) 農園用地は、開設希望者が農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第3条により所有した3年以内の農地ではないこと。
- (2) 農園用地が複数の農地で構成される場合にあつては、隣接農地（主として農業の用に供される道路の対向農地を含む）であること。ただし、農地の適正な利用の観点から、農地ごとに区画を設け、かつ第4条第1項第5号の基準を満たす場合に限る。
- (3) 農園用地が所在する人・農地プランの地区に、この要綱に基づいて開設された市民農園（以下「既存農園」という。）がないこと。
- (4) 既存農園と、直線距離で1km以上の距離が保たれていること。
- (5) 農園用地の隣接地及び対側地の所有者と十分な調整が図られること。ただし、隣接地が農地の場合は、調整の対象に耕作者を含むものとする。
- (6) 農園用地の周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該地が適切な農地であること。

(設置基準)

第4条 法に基づき市民農園の開設を希望する者（以下「開設希望者」という。）は、豊川市農務課へ市民農園開設申請書（様式1）にてその旨を申し出ることとする。申請に必要な農園用地の基準は以下のとおりとする。

- (1) 市民農園として利用する土地の面積が概ね500㎡以上のもの。
- (2) 1区画の面積が概ね15㎡以上100㎡以下のもの。

- (3) 一団としての区画数が10区画以上確保できるもの。
- (4) 市民が利用可能な道路に面しているもの。
- (5) 区画割を必要とする場合は、開設希望者が区画境を明確に定め全ての区画への入園を容易にすると共に一団としての土地の概ね20%程度を農園進入路及び荷下し作業場所等として確保することができるもの。
- (6) 特定農地貸付けを受けようとする者（以下「借受希望者」という。）又は受ける者（以下「借受者」という。）に必要かつ利用可能な駐車場・水利・排水施設が既に設置されているか、開設希望者による設置が可能なもの。
- (7) 開設希望者による市民農園であることを知らせる看板等を公衆の見やすい場所に設置することができるもの。
- (8) 開設希望者若しくは市民農園管理者等により借受者に必要な栽培に関する指導体制等の措置がとられるもの。
- (9) 市民農園としての開設期間が5年以上見込まれるもの。
- (10) 法第2条第2項第5号イで規定する同法施行規則第1条で定める事項を内容とする貸付協定書（様式2）（以下「貸付協定」という。）の締結が見込まれるもの。
- (11) 周辺農家及び農地に影響を及ぼさぬよう地元代表者、地権者代表者、用排水管理者及び生産者団体等と十分な調整が図られると共に、同意等が得られること。
- (12) 上記以外に必要な事項は、豊川市及び開設希望者の間で協議することとする。

（貸付協定の締結）

第5条 豊川市は前条の要件及び市民農園開設申請書の内容を全て確認し市民農園として開設することを決定した場合は、開設希望者との間で貸付協定を締結する。

（貸付規定の作成）

第6条 前条の協定を締結した者（以下「開設者」という。）は、法第3条第2項で定められた貸付規程（様式3）を作成する。貸付規程に定めなければならない事項は以下のとおりとする。

- (1) 農園用地の所在、地番及び面積
- (2) 市民農園の借受希望者の募集及び選考の方法
- (3) 貸付けの期間と条件
- (4) 市民農園の管理及び運営方法
- (5) 特定農地貸付けをする土地に係る権利の種類
- (6) その他市長が必要とするもの

（農業委員会の承認）

第7条 開設者は第5条により締結した貸付協定書の写しに前条により作成した貸付規程及び市民農園の位置図を添えて、豊川市農業委員会に特定農地貸付け承認申請書

(様式4)を提出し農業委員会の承認を受けなければならない。

(農地の貸付けの変更等)

第8条 農地の貸付けについて法第3条第3項の承認を受けた開設者は、当該承認に係る農地の貸付けについて、第4条により申請した内容の変更をしようとするときは、市民農園開設申請書(様式1)の添付書類のうち、変更するものを添えて、あらかじめ豊川市農務課へ書面にてその旨を申出ることとする。

2 前項の申出をした開設者は、変更の内容が法第3条第2項各号に掲げる事項(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)及び豊川市農業委員会が必要と認める事項にあっては、豊川市農業委員会の承認を受けなければならない。

3 豊川市農業委員会は、前条の承認を受けた開設者が当該承認に係る貸付規程(前項に規定による変更の承認があったときは、その変更の承認に係るもの)に従って農地の貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取消することができる。

(貸付け手続き)

第9条 開設者は貸付規程に基づき借受希望者の募集及び選考を行い、借受者の決定をした上で借受者と貸付契約(様式5)を締結する。募集期間内に借受希望者の数が利用区画数を超えた場合は抽選とし抽選次点者を数名程度確保することとする。

2 市民農園の利用は1世帯につき1区画とする。ただし、利用希望者が区画数に満たない場合は、この限りではない。

3 借受者が継続利用を希望する場合は、開設者と協議し利用継続を認めるものとする。ただし、区画の変更は行わず貸付契約を再締結するものとする。

4 第1項により抽選外となった者は希望により抽選次点者として登録を行うこととする。借受者の事情により利用可能な空き区画が生じた場合は、順次繰り上げて貸付けを行うものとする。ただし再抽選を行わず繰上げ決定した場合の契約期間は、前の借受者の残りの期間とする。

5 貸付契約には貸付規程に定めるものの他、以下の事項を定めるものとする。

- (1) 借受者の使用期間及び利用時間
- (2) 通年作目、果樹・木本等作付け禁止作目の明示
- (3) 営利目的、転貸し、構造物の設置等禁止行為の明示
- (4) 利用料及び支払方法
- (5) 開設者が管理・保全する項目及び借受者が管理・保全する項目
- (6) その他市長が必要とするもの

(貸付け対象者)

第10条 市民農園の利用対象者は市内に住所を有し、現に居住する者とする。

(借受者の管理)

第11条 開設者は市民農園の適正な運営のため市民農園管理台帳(様式6)を2部調整し、1部を市長へ提出すると共に1部を保管・管理し貸付け状況の把握に努めなければならない。また次に定める場合は市長へ市民農園管理台帳を提出することとする。なお、借受者との間で締結した貸付契約書を添付することとする。

- (1) 初めて市民農園を開設し借受者の決定をしたとき(借受者との契約締結後10日以内に提出のこと)
- (2) 借受者の変更が生じたとき(10日以内に提出のこと)
- (3) 上記に関わらず毎年度4月1日を経過したとき(当該年4月10日までに提出のこと)
- (4) 市長が必要と認めたとき
- (5) 豊川市農業委員会が必要と認めたとき

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和4年12月28日から施行する。